## よくあるご質問（「退職後の事業のご案内」について）

| |
|---|
| **Ｑ１　退職後に暫定再任用として働く予定ですが、現職会員として継続できますか？** |
| Ａ１　退職により現職会員は退会となりますので、暫定再任用職員になられたときも①又は②の手続きが必要です。<br>①特別会員に加入する方は、「特別会員加入等申込書　セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）」（以下「加入等申込書」といいます。）を提出してください。<br>②特別会員に加入しない方は、「セカンドライフ支援金・積立還付支援金請求書（本人送金用）」を提出してください。<br>※提出が遅れますと、特別会員に加入ができなくなる場合や加入しない場合でも給付金の受け取りが遅れることになりますのでお忘れのないようよろしくお願いします。 |
| **Ｑ２　退職後に私立学校又は民間の会社に再就職する予定ですが、特別会員に加入できますか？** |
| Ａ２　再就職先に関係なく、特別会員に加入することができます。 |
| **Ｑ３　医療費給付事業のみ加入して、生きがい事業をはずせますか？** |
| Ａ３　医療費給付事業のみの加入はできません。医療費の給付を希望する方の加入は「医療費給付事業と生きがい事業」のセットでの加入となります。 |
| **Ｑ４　会員は「生きがい事業のみ」、配偶者は「医療費給付事業と生きがい事業」、それぞれ別々の事業を選択することはできますか？<br>また、加入後に事業選択を変更できますか？** |
| Ａ４　会員と配偶者は同じ事業となり別々に選択することはできません。<br>また、加入後に事業の選択を変更することはできません。 |
| **Ｑ５　退職時に配偶者は扶養認定を受けていませんが、配偶者も加入できますか？** |
| Ａ５　配偶者につきましては、年齢や被扶養者かどうかは問いませんので加入できます。<br>ただし、配偶者自身が本会の現職会員や特別会員である場合は加入できません。<br>なお、扶養認定を受けていない配偶者が加入を希望する場合は、会員との関係が確認できる交付から３か月以内の戸籍謄本又は住民票（続柄の記載のあるもの）を加入等申込書に添付してください。 |
| **Ｑ６　特別会員に加入しますが、「加入等申込書」のほかに「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」を出さないと給付金を受け取ることができませんか？** |
| Ａ６　「加入等申込書」を提出していただくことで、セカンドライフ支援金、積立還付金から加入に必要な費用（拠出金）に充当されますので、「セカンドライフ支援金・積立還付支援金請求書（本人送金用）」の提出は不要です。 |
| **Ｑ７　特別会員の加入に必要な費用（拠出金）は、特別会員退会後に返金されますか？<br>また、加入後にも年会費等がかかりますか？** |
| Ａ７　加入時にご負担いただく拠出金は、その全額を各事業の運営に使わせていただきますので、何らかの事情によって退会する場合であっても、拠出金は返金されません。<br>加入時のみ拠出金（８万円又は３２万円）をご負担いただきますが、加入後に所属する特別会員支部（居住地域の支部）によっては年会費（千円程度）がかかる支部があります。<br>支部活動への参加を希望しない場合はお申し出ください。 |

**Ｑ８　特別会員に加入した後の手続きはどうなりますか？**
**入金、又は支払いはいつ頃になりますか？**

Ａ８　４月上旬までに加入等申込書を受付した場合、５月上旬に会員へ通知し積立還付金やセカンドライフ支援金を拠出金に充当した結果、残額が生じた場合は登録口座に送金し、不足額が生じた場合は納付書を送付します。４月中旬以降に加入等申込書を提出された場合は、このサイクルが１か月ずつ後になります。

例１）Ａさん５８歳、現職会員として５年以上在会、積立還付金４０万円、セカンドライフ支援金８万円該当
「生きがい事業のみ」に１人で加入する場合、必要な費用（拠出金）８万円
加入等申込書を３月末日に本会で受付した場合、５月上旬に文書を送付し、５月１０日（土・日・休日の場合は翌日）に登録口座へ送金します。
特別会員証は、５月１０日以降に送付します。
（内訳）積立還付金とセカンドライフ支援金の合計額４８万円から生きがい事業拠出金１人分８万円を差引いた残金４０万円を登録口座に送金（４８万円－８万円＝４０万円）

例２）Ｂさん６０歳、現職会員として５年以上在会、積立還付金４５万円、セカンドライフ支援金８万円該当
「医療費給付事業と生きがい事業」に夫婦で加入する場合、必要な費用（拠出金）
３２万円×２名＝６４万円
加入等申込書を４月中旬に本会で受付した場合、６月上旬に文書（納付書）を送付しますので記載の期限までに不足額１１万円を振込んでください。特別会員証は、不足額の入金確認後に送付します。
（内訳）積立還付金とセカンドライフ支援金の合計額５３万円から医療費給付事業拠出金と生きがい事業拠出金２名分６４万円を差引いた不足額１１万円を本会へ振込む（５３万円－６４万円＝－１１万円）

**Ｑ９　「医療費給付事業と生きがい事業」に加入した場合、暫定再任用フルタイム職員（共済組合員）、又は民間に再就職しても医療費給付金は受けられますか？**

Ａ９　暫定再任用、再就職先に関係なく、医療費給付金を受けられます。

**Ｑ10　医療費は、自動払いですか？**

Ａ10　医療費は自動払いではありませんので、「医療費給付金請求書」を作成し、医療機関発行の領収書（コピー可）を添付のうえ、ご請求ください。

**Ｑ11　人間ドックは医療費給付金の対象になりますか？**

Ａ11　医療費給付金は健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額が対象となります。人間ドックや健康診断は保険外のため、給付金の対象になりません。

**Ｑ12　「生きがい事業のみ」に加入した場合、家族（子供）も指定宿泊施設利用補助券は使用できますか？**

Ａ12　特別会員に加入できるのは、会員と配偶者の方のみとなりますので、お子様は指定宿泊施設利用補助券を使用することはできません。なお、配偶者が加入する場合は、加入等申込書の「配偶者の事業参加を希望する」を選択してください。
加入に必要な費用（拠出金）８万円×２名分＝１６万円が必要となります。

| Ｑ13　現職会員の団体保険事業は、特別会員に加入すると継続できますか？ |
| --- |
| Ａ13　「団体保険（マイプラン21等）」に加入されている方は、特別会員に加入することで継続が可能です。<br>※継続のための手続きが必要です。<br>「団体傷害保険」は「退職者団体傷害保険」、「団体扱自動車保険」は「退職者団体扱自動車保険」として、特別会員に加入することで継続、新規加入することができます。<br>※「生きがい事業のみ」の加入で継続可能です。<br>生命保険及び損害保険（自動車保険を除く）の団体扱いは、退職後は個人扱いとなりますので継続できません。 |
| **Ｑ14　特別会員に加入し団体扱自動車保険を継続しますが、取扱代理店から特別会員番号の確認がありました。いつ頃わかりますか？** |
| Ａ14　４月上旬までに加入等申込書を本会で受付した場合、５月上旬には特別会員番号が確定します。早い方で５月１０日以降に特別会員証をお送りしますので、特別会員番号を確認することができます。特別会員番号が通知されるまでの間は、現職会員時の会員番号をお伝えください。 |